1　夜間中学について

夜間中学とは

		夜間中学
概要	位置づけ	学齢期を過ぎた方の学びの場
	設置者	地方自治体、学校法人
	対象者	① 義務教育を修了していないまま学齢期を過ぎた者（義務教育未修了者） ② 本国で義務教育を修了していない外国籍の者 （外国籍の義務教育未修了者） ③ 不登校など様々な理由で実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者　（形式卒業者） ※学齢期の生徒が通級することができる（学校長が認めた場合には「出席扱い」となる）
	特徴	夜の時間帯に授業が行われる
		生徒の多様な背景を考慮し、教育課程の編成に工夫を加えることができる。
	授業時数	年間授業時数700時間程度
	授業料	公立学校の場合は無償
	授業形態	教員免許保持者による週5日の授業
	卒業後	中学の卒業資格が得られる

夜間中学の歴史と役割の変遷

戦後の復興から学び直しの場へ

戦後の混乱期	**十分な教育を受けられない学齢生徒** 生活困窮により昼間の就労、家事手伝い
昭和２０年代	**義務教育の機会を提供** 夜間学級が中学校に付設される
昭和３０年代	**設置数　全国で８０校**
昭和４０年代	**設置数の減少** 経済成長、就学支援制度の充実など
平成１０年以降	**新たな課題の顕在化** 義務教育未修了者、外国籍住民 不登校等で十分学べなかった人、 **再び、設置数が増加**

国の施策

平成２８年	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）の公布 全ての都道府県及び市町村は夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずる
平成３０年～ 令和４年	「第３期教育基本振興基本計画」 全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学の設置を促進
令和５年～ 令和９年	「第４期教育基本振興基本計画」 ・全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学の設置を促進 ・教育機会確保等に関する施策を総合的に推進
令和７年	「経済財政運営と改革の基本方針２０２５」 ・夜間中学の全国的な設置促進と機能強化を推進

全国の夜間中学設置状況

夜間中学　Ｒ８年４月時点
全国で６９校設置

既設夜間中学一覧（R8年4月時点）

全国で69校（Ｒ７年10月時点は全国で62校）

●域内に夜間中学が設置されている都道府県：35都道府県

●すべての都道府県（47）・指定都市（20）に少なくとも１校を設置するとの目標から、

・都道府県の域内で都道府県・市（指定都市を除く）町村・学校法人の夜間中学校が設置されている都道府県　：29都府県

・指定都市の夜間中学校が設置されている指定都市　：15市

} 44都府県・指定都市

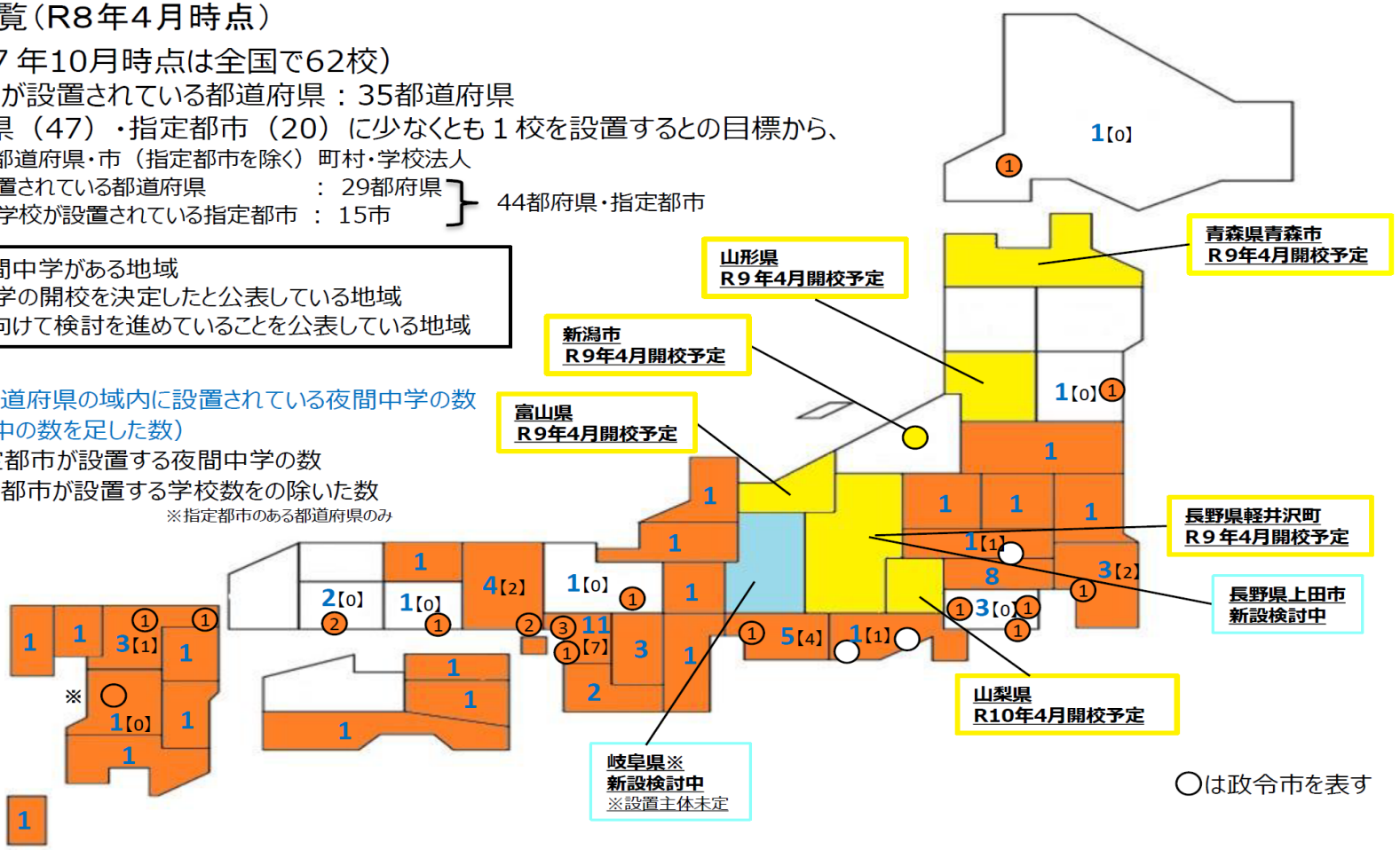
橙色	既に夜間中学がある地域
黄緑	夜間中学の開校を決定したと公表している地域
水色	開校に向けて検討を進めていることを公表している地域

青色の数字は、各都道府県の域内に設置されている夜間中学の数（【 】内の数と○の中の数を足した数）

○の中の数字は指定都市が設置する夜間中学の数

【 】内の数字は指定都市が設置する学校数をの除いた数

※指定都市のある都道府県のみ



（注）「※」は都道府県又は指定都市の一方が夜間中学を設置していないものの、双方が連携し、かつ、入学希望者のニーズを満たしているものについて双方を着色。調査時点での判断のため次回以降の調査で変更の可能性あり。（今回は熊本県・熊本市の１か所）

令和 ９年度設置予定：青森県青森市、山形県、新潟市、富山県、長野県軽井沢町
令和10年度設置予定：山梨県

2　学びの多様化学校について

学びの多様化学校とは

		学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）
概要	位置づけ	満６歳～満１８歳の不登校児童生徒の学びの場 （学校教育法施行規則第５６条及び８６条）
	校種	小学校、中学校、高等学校
	設置者	地方自治体、学校法人
	対象者	① 相当の期間、小学校、中学校、高等学校を欠席していると認められる児童生徒 ②不登校の傾向が見られる児童生徒 ※ 不登校の定義：病気や経済的理由などによらず、年間30日以上学校を欠席（文科省）
	特徴	不登校児童生徒の実態を配慮した始業時間等の工夫 新設教科の設立等特別な教育課程を編成することができる
	授業時数	標準授業時数1015Hの１～２割減ずることができる（中学校の場合）
	授業料	公立学校の場合は無償
	授業形態	教員免許保持者による週5日の授業
	卒業後	校種の卒業資格が得られる

学びの多様化学校の誕生

背景	**不登校児童生徒数の増加・長期化**
課題	・支援ニーズの多様化 ・通常の学校だけでは十分な対応が困難 ・一人ひとりに応じた学習機会の確保
平成１７年	**不登校特例校制度の新設** 不登校児童生徒の実態に配慮した特別な教育課程の編成を可能とした学校（文部科学省が承認）
令和５年	**学びの多様化学校へ名称変更** 不登校に着目するだけでなく 多様な学びを保障する学校として位置付け

国の施策

平成２８年	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）の公布 全ての都道府県及び市町村は夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずる
平成３０年～ 令和４年	「第３期教育基本振興基本計画」 全ての都道府県・指定都市に少なくとも 一つの夜間中学の設置を促進
令和５年～ 令和９年	「第４期教育基本振興基本計画」 ・全ての都道府県・指定都市に少なくとも 一つの夜間中学の設置を促進 ・教育機会確保等に関する施策を総合的に推進
令和７年	「経済財政運営と改革の基本方針２０２５」 ・夜間中学の全国的な設置促進と機能強化を推進

学びの多様化学校　Ｒ８年４月時点
全国で８４校設置

学校種別設置状況

- 小学校　：１７校
- 中学校　：６２校
- 高等学校：１４校

※小中一貫校は小学校及び中学校にそれぞれ計上しているため、
学校総数と一致しない

設置形態別設置状況

- 本校型　　：３２校
- 分校型　　：１２校
- 分教室型　：２９校
- コース指定型：１１校

国公私別設置状況

- 公立学校：５９校　（都道府県立：４校、市区町村立：５５校）
- 私立学校：２５校

